

## 雇用保険率表（平成29年4月1日改定）

事業の種類	① 被保険者負担率		① + ② 保険率
	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	
一般の事業	3/1000	6/1000	9/1000
農林水産、清酒製造の事業	4/1000	7/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	12/1000

## 労災保険率表（平成28年4月1日改定）

（単位：1/1000）

事業の種類	番号	事業の種類	労働保険率
林業	02又は03	林業	60
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	19
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20
	24	原油又は天然ガス鉱業	3
	25	採石業	52
	26	その他の鉱業	26
	建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業
32		道路新設事業	11
33		舗装工事業	9
34		鉄道又は軌道新設事業	9.5
35		建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	11
38		既設建築物設備工事業	15
36		機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5
37		その他の建設事業	17
製造業	41	食料品製造業	6
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5
	44	木材又は木製品製造業	14
	45	パルプ又は紙製造業	7
	46	印刷又は製本業	3.5
	47	化学工業	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	5.5
	66	コンクリート製造業	13
	62	陶磁器製品製造業	19
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	7
	51	非鉄金属精錬業	6.5
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5.5
	53	鋳物業	18
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	10
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5
	55	めつき業	7
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5.5
	57	電気機械器具製造業	3
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4
	59	船舶製造又は修理業	23
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	
61	その他の製造業	6.5	
運輸業	71	交通運輸事業	4.5
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9
	74	港湾荷役業	13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	12
	93	ビルメンテナンス業	5.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
	94	その他の各種事業	3
	90	船舶所有者の事業	49